別　紙

石橋助成金使用における留意事項

　１．助成金の使用に際して

・本助成金については「久留米大学石橋学術振興基金及び久留米大学学術研究振興基金規程施行

細則」の規定を遵守し、**適正かつ効率的な執行に努められるようお願いします。**

　・研究期間が２年以上にわたる場合、単年度で使用する助成金の上限額は**交付申請書に記載の研究**

**計画に準じる**ものとします。ただし、研究の進捗状況により、助成金の使用計画が大きく変更が

　　生じる場合は、事前に各会計担当へお知らせください。

　２．報告書の提出について

〔研究経過報告書〕**※該当の場合のみ**

**研究期間が２年以上にわたる場合**、毎年４月末日までに、学長宛に**前年度分の研究進捗を報告**して

ください。

　〔研究成果報告書〕※全ての研究が対象

　　研究期間終了後、前年度分を４月末日までに、学長宛に研究成果を報告してください。

３．その他

　・本助成金を用いた研究論文の末尾に**「本研究は一部石橋学術振興基金助成金の援助を受けた」**、

　　英文の場合には**“This study was partly supported by grant from the Ishibashi Foundation for the**

**Promotion of Science”**と記入をしてください。